

1 3 計画相談支援・障害児相談支援の推進等について

(1) 平成 27 年度に向けた計画相談支援等の緊急的な対応について

障害者総合支援法第 22 条第 4 項や児童福祉法第 21 条の 5 の 7 第 4 項では、「市町村は、支給要否決定（通所支給要否決定）を行うに当たって、指定特定相談支援事業者（指定障害児相談支援事業者）が作成するサービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）の提出を求めるものとする。」とされているところである。

当該規定については、サービスを利用する障害児者が、専門的な知識を持った相談支援専門員による計画相談支援等の提供が受けられることを前提としているものであることから、都道府県・市町村においては、相談支援専門員の養成や指定特定相談支援事業者等の確保を計画的に行い、管内の障害児者にサービス等利用計画等が交付されるよう体制の整備が求められてきたところである。

これまで、各都道府県・市町村におかれては、平成 27 年度以降の対応に向けて、体制整備を進めてきたところであり、厚生労働省としても「計画相談支援・障害児相談支援の推進等について」（平成 26 年 9 月 26 日付事務連絡）（資料 1）において、さらなるサービス等利用計画等の効率的な作成の推進等のため、

- ① 市町村が基幹相談支援センター・委託相談支援事業所と指定特定相談支援事業者等の役割分担を協議し、例えば、
 - (a) 事業所が開所間もない等のため、当該事業所のみでサービス等利用計画等を作成するには時間を要する場合、基幹相談支援センター・委託相談支援事業所が、利用者の基本情報や利用者の意向等を勘案したサービス等利用計画案等の初期情報を収集又は記入の上、指定特定相談支援事業者等に情報提供し、指定特定相談支援事業者等が、最終的なサービス等利用計画案等を作成する
 - (b) また、必要に応じて、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画等の内容も含めた計画相談支援等の提供方法について、定期的に基幹相談支援センター・委託相談支援事業所に確認を行い、情報共有を図りつつ、必要な助言・指導を実施する
- ② 現に日中活動系サービスを利用している障害者については、平成 27 年 3 月末までに限った緊急的な対応として、サービス利用支援のアセスメントの実施場所を日中活動系の事業所でも可能とすること

を示したところである。

しかし、平成 26 年 9 月末時点においても、都道府県全体の進捗率は、サービス等利用計画においては 50%、障害児支援利用計画においては 52%という状況であり、市町村毎の進捗率を見ると、6 割以上進んでいる自治体が 5 割強ある一方、3 割以下のところも 1 割強あり、未だ取組が十分進められていないところが見られた。(資料 2)

これらを踏まえ、今後、平成 27 年度以降の支給決定の際に、遅滞なくサービス等利用計画案等が作成できるか懸念されるとともに、体制整備が進められなかったために、障害児者が適切な計画相談支援等を受けられないといった、不利益がないようにする必要があることから、指定特定相談支援事業者等が対応できない場合の緊急的な措置を講じていく必要がある。

そのため、平成 27 年度に支給決定を行う利用者に対して、指定特定相談支援事業者等において、サービス等利用計画案等が作成できる目途が立たない場合は、暫定的な措置として、各市町村の責任において、サービス等利用計画案等の代替となる計画案（以下「代替プラン」という。）を作成するようお願いする。

なお、当該措置については、計画相談支援等の提供が未だ受けられていない利用者のための平成 27 年度に限った緊急かつやむを得ないものであり、実施に当たっては次に掲げることを遵守いただくようお願いする。

① 計画相談支援等と同等の質の確保について

市町村が作成する代替プランの内容及び質は、「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」（平成 26 年 2 月 27 日付事務連絡）において示した「1. 全ての利用者について計画相談支援等が行われることを原則とした趣旨」を踏まえ、指定特定相談支援事業者等が作成するサービス等利用計画案等と同等の水準となるよう各市町村において取り組むものとする。具体的には、障害者総合支援法施行規則第 6 条の 15 等に規定されている、生活に対する意向、総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題や支援の目標及びその達成時期等を盛り込み、平成 24 年 2 月の障害保健福祉関係主管課長会議において示した様式に準拠して各市町村の定めた様式を活用するものとする。さらに、

- (a) 計画相談支援等における、居宅等の訪問やサービス担当者会議の開催、モニタリングの実施等の運営基準に準ずる業務を実施すること
- (b) 日本相談支援専門員協会が作成した「サービス等利用計画作成サポートブック」（特に第 4 章Ⅱ）に記載されている各項目の確認ポイントを参照すること
- (c) 作成に当たっては、障害福祉行政の相談業務等に一定期間従事した職員が実施すること

等質の確保に努められたい。

なお、市町村は、利用者が自身の計画案について、市町村が作成した代替プランであることを認識できるよう、利用者に交付する関係書類や様式に

「市町村が作成した計画案」、「利用者が希望して自ら作成した計画案ではない」等と記載するとともに、市町村は、次回のサービス等利用計画等の作成等については、新たに確保した指定特定相談支援事業者等に速やかに依頼できるよう、市町村が代替プランを作成した利用者をリスト化し、管理すること。

② 適切な時期の指定特定相談支援事業者等への引き継ぎについて

市町村による代替プランの作成については、緊急的な措置であることから、次回の支給決定時においては、指定特定相談支援事業者等においてサービス等利用計画案等が作成されるよう指定特定相談支援事業者等の体制の整備を図るとともに、代替プランの内容や利用者に関する状況を指定特定相談支援事業者等に適切に引き継ぐこと。

また、都道府県においては、市町村が作成する代替プランについて、次回の支給決定時まで指定特定相談支援事業所等に適切に引き継がれているかどうかを定期的に把握し、必要に応じて、市町村に対し、体制整備に関する助言・指導を行っていただくようお願いする。

③ 市町村によるセルフプランの支援について

支給決定に際して指定特定相談支援事業所等がサービス利用計画案等を作成しない場合として、平成 27 年度において市町村が代替プランを作成する場合のほかに、利用者自らがいわゆる「セルフプラン」を作成する場合がある。いわゆる「セルフプラン」については、利用者が真に希望して作成するものはエンパワメントの観点から望ましいものであるが、利用者のみで作成できない場合もあることから、市町村が作成する代替プランと同様、その内容及び質が適切なものとなるよう、市町村において利用者に対する適切な支援を行うこと。

(2) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の経過措置の留意について

「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に係る経過措置の終了に当たっての留意事項について」（平成 26 年 7 月 4 日付事務連絡）において既に周知したとおり、サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者の配置については、例えば多機能型事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に置くべきサービス管理責任者については、事業の開始の日から起算して三年間は、提供される障害福祉サービスのうちいずれかに係るサービス管理責任者の要件を満たしている場合には、提供される全ての障害福祉サービスに係るサービス管理責任者の要件を満たしているものとみなす等の経過措置を設けているところである。

繰り返しとなるが、経過措置終了後は各サービスに該当する分野の研修が

修了していない場合は、来年度以降、人員配置が基準上満たせていないこととなるため、各都道府県におかれては、改めて事務連絡を踏まえ、必要な対応を実施いただきたい。

なお、上記経過措置のほかにも、障害福祉サービスの事業の開始の日から起算して一年間は、サービス管理責任者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、サービス管理責任者研修等の修了要件を満たしているものとみなす等猶予措置がある。各都道府県においては、事業の開始から1年以内に確実に研修が修了できるよう、新たに指定を行う段階で、研修の開催案内や受講の目途の確認を行う等配慮願う。

○ 「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に係る経過措置の終了に当たっての留意事項について」（平成26年7月4日付事務連絡）（抄）

① 管内において、経過措置終了によって、来年度以降サービス管理責任者等の人員配置が基準上満たせなくなる事業所を的確に把握し、今年度中に各サービスに該当する分野のサービス管理責任者研修等を受講させる等周知徹底を図ること

② 研修の開催においても、上記の受講者数を勘案の上、受講が必要な者が確実に受講できるようにすること

等、来年度以降の障害福祉サービス等の提供に向けて遺漏なきよう対応願う。

その際、研修の実施に当たっては、開催に向けた応募期間の延長や都道府県知事による研修事業者の指定等、受講希望者が研修を受講できるよう機会の拡大について柔軟に検討いただき、研修体制の充実に努めていただきますようお願いする。

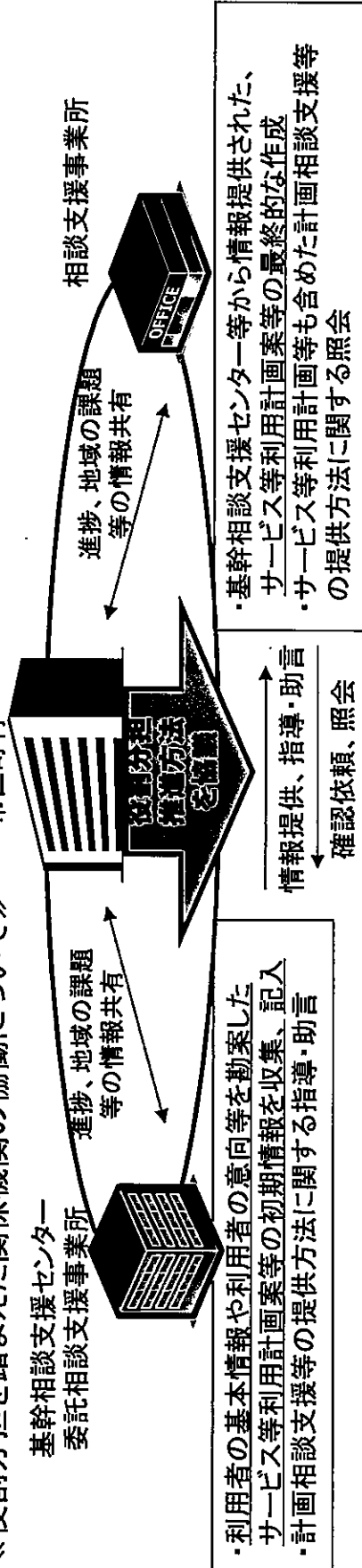
サービス等利用計画等の作成の効率的な実施について

平成26年9月26日事務連絡「計画相談支援・障害児相談支援の推進等」について

《平成26年2月27日事務連絡の周知・徹底について》

- 全ての利用者についてサービス等利用計画等の作成等が行われることを原則とした理由、体制整備のために都道府県・市区町村の担うべき役割、当省において進めている支援策等について改めて整理するとともに、(1)計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化策として考えられる手法
- (2)特定相談支援事業所等の作成に代えて提出することができる「セルフプラン」を受け付けるに当たっての留意事項について、新規事業所や新たに従事した相談支援専門員に改めて周知

《役割分担を踏まえた関係機関の協働について》

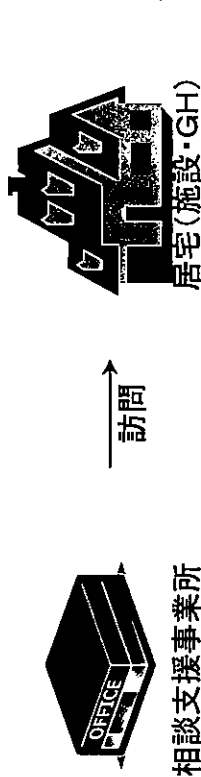


- ・利用者の基本情報や利用者の意向等を勘案したサービス等利用計画案等の初期情報を収集、記入
- ・計画相談支援等の提供方法に関する指導・助言

- ・基幹相談支援センター等から情報提供された、サービス等利用計画案等の最終的な作成
- ・サービス等利用計画等も含めた計画相談支援等の提供方法に関する照会

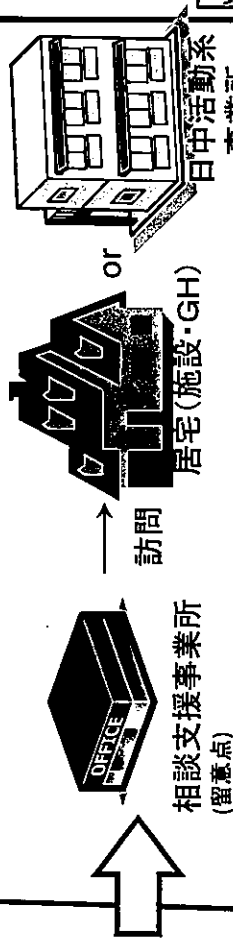
《サービス利用支援におけるアセスメントの実施場所以る緊急的な措置について》※モニタリング・障害児相談支援は対象外

【本来（現行）】



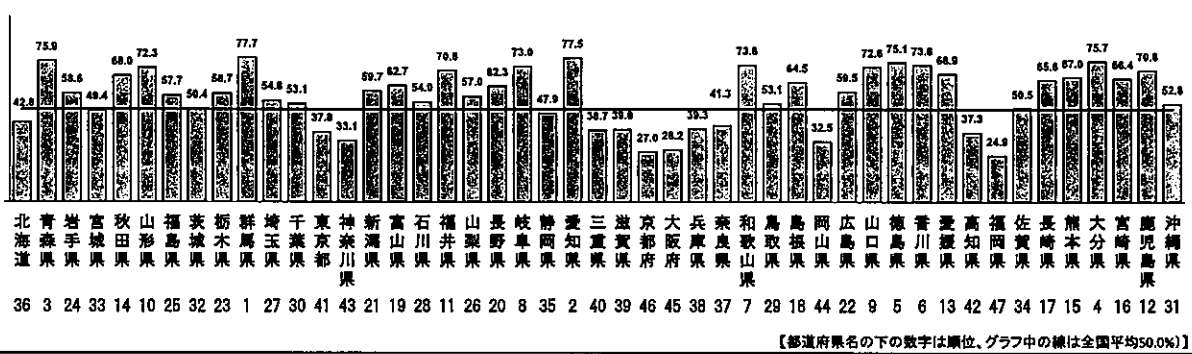
※ 基幹省令第15条第2項第六号「相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接しなければならぬ。」

【27年3月末までの暫定措置】



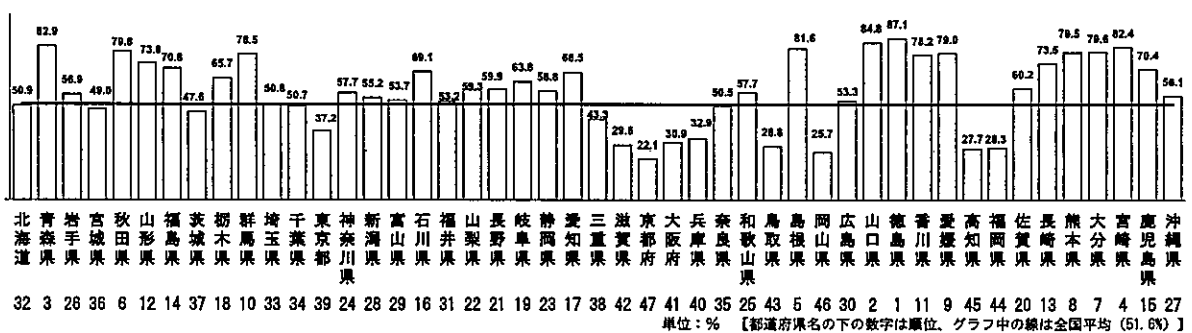
- 今回に限ったものである旨を利用者に説明
- 家庭状況等の確認が必要な場合は、適切に居宅訪問
- 家族へも面接の趣旨の十分な説明を電話等で実施

○ 都道府県別 計画相談支援実績 (H26.9：厚生労働省調べ)



↑ 同月の障害福祉サービス・地域相談支援の利用者のうち既にサービス等利用計画を作成しているものの割合

○ 都道府県別 障害児相談支援実績 (H26.9：厚生労働省調べ)



↑ 同月の障害児通所支援の利用者のうち既に障害児支援利用計画を作成しているものの割合

計画相談支援の提供体制状況について (26.4)

○ 相談支援事業所・障害福祉サービス利用者数

都道府県	相談支援事業所数	障害福祉サービス利用者数	都道府県	相談支援事業所数	障害福祉サービス利用者数
北海道	192	45,558	滋賀県	29	7,899
青森県	92	10,082	京都府	72	15,985
岩手県	54	9,422	大阪府	274	53,359
宮城県	51	12,442	兵庫県	142	30,178
秋田県	51	7,004	奈良県	67	7,696
山形県	53	6,800	和歌山県	61	7,072
福島県	67	10,800	鳥取県	23	5,272
茨城県	117	13,400	島根県	68	6,329
栃木県	72	10,053	岡山県	60	11,969
群馬県	72	9,233	広島県	124	16,048
埼玉県	136	26,741	山口県	62	8,575
千葉県	186	23,309	徳島県	37	6,037
東京都	264	61,045	香川県	35	5,210
神奈川県	156	38,904	愛媛県	78	9,693
新潟県	82	13,051	高知県	29	5,458
富山県	49	5,700	福岡県	138	31,284
石川県	60	6,929	佐賀県	24	5,838
福井県	59	5,832	長崎県	78	11,388
山梨県	49	4,911	熊本県	106	12,825
長野県	137	12,713	大分県	75	8,959
岐阜県	71	10,017	宮崎県	70	7,523
静岡県	102	17,742	鹿児島県	98	13,015
愛知県	258	33,039	沖縄県	78	11,856
三重県	46	9,527	合計	4,304	703,722

○ 現体制で1事業所が提供する必要のある対象者数

